

2025. 10. 8

宮崎大学教職員組合

内線：2262

公務公共一般労働組合 宮大支部

TEL：0985-71-1924 FAX：0985-71-1925

団体交渉で非常勤職員の時給アップなど2点の成果

9月8日に行った団体交渉において、大学側は組合合同要求書に対する回答を行いました。そのなかで非常勤職員の時給引き上げと正規職員登用の2点の前進がありました。非正規職員の賃金・労働条件は、数多くの「正規職員との不合理な処遇差」が残されています。引き続き正規職員との格差是正に努力します。

1 非常勤職員（6時間勤務）の時給を1000円から1070円にアップ

大学側は交渉の中で、非常勤職員の時給（事務補佐員1年目・用務員など）を2024年11月から70円アップして1070円に引き上げると回答しました（職種により一定の相違あり）。「70円アップ」は1日420円、1月約8400円、年間約10万8000円の引き上げになります。

宮崎県最低賃金は11月16日から+71円の時給1023円に引き上げられます。大学側の回答は最低賃金に抵触することが大きな理由です。組合は「非常勤職員の賃金は県庁などと大きな差がついている。今後引き続き時給引き上げをお願いしたい」と主張しました。

2 非正規職員の正規職員登用試験を今年度実施した

大学側は上記の回答を行いました。正規職員登用試験の確認は5年目ですが、来年度も引き続き要求します。

「非正規職員懇談会」を10月24日（金）に開催します

組合は団体交渉の報告を行い、非正規職員の意見を聞くために、「非正規職員懇談会」を右記のとおり開催します。なお、その日都合が悪いが話を聞きたい方、大学側との交渉資料がほしい方は、連絡をお願いします。連絡方法は上記電話又は「宮崎公務公共一般労組のホームページ」検索をお願いします。

非正規職員懇談会

と き 10月24日（金）16:15～18:15

（この時間内で20～30分間参加してください）

ところ 宮大教職員組合書記局

大学会館地下1階

（生協食堂の下）

連絡先 ①上記のTEL、FAX

②「宮崎公務公共一般労組」の
ホームページで検索

引き続き当面の重点要求2点の実現をめざします

宮大教組及び公務公共一般労組宮大支部は共同して、大学側に対して「非正規職員の労働条件に関する要求書」を提出して団体交渉を行っています。

今年度は7月に要求書を提出し、9月8日に団体交渉を行い、1面記載の2点の前進がありました。残りの要求のうち、今年度は次の2点を重点要求として団体交渉を行います。

1 非常勤職員の有給休暇のうち、いずれかの休暇の改善をめざします

重点要求の1つは、非常勤職員の有給休暇について部分的にでも改善することです。現在非常勤職員は年次有給休暇・病気休暇・生理休暇について正規職員及び有期雇用職員との格差があります。

有給休暇の格差是正については以前から要求し、特別休暇（水害等の災害時の休暇・父母の追悼行事休暇など）については2021年度及び2022年度の団体交渉の確認に基づく2回の改善によって、「正規職員との格差を撤廃」しています。昨年度は「採用月に当該年度全部の年次有給休暇を付与する」という、取得方法の前進がありました。

今年度の団体交渉では、「非常勤職員の病気休暇の有給化・生理休暇の有給化・年次有給休暇の日数について、その3つのいずれかの有給休暇について、部分的にでも改善すること」を重点的に要求します。パートタイム・有期雇用労働法では正規職員と非正規職員の「不合理な処遇差を禁じる」と規定されていますので、その大義に基づいた交渉を行います。

2 用務員さん確保のために下記2点の制度（運用）の改定をめざします

用務員さんの職場は今年4月に、多くの用務員さんの反対にもかかわらず集約化されましたが、そのことも含めて大量の退職者が生じ、人手不足に陥っています。大学のあちこちで雑草が伸びていることを目にしていると思いますが、人手不足のため草刈りが追いつかないためです。組合は制度（運用）の改定により、一定の技術を持った、大学にとって必要な用務員さんの引き留めができるように要求しています。

① 定年年齢等の規定について、「用務員さん等の定年を70歳とすること」を要求しています。数年前までは用務員さんと事務職等は定年年齢の差がありました。用務員さんは比較的高齢の人が応募する傾向がありますので、再度2段階の規定にするよう要求しています。なお、組合は事務職等についても「高齢者雇用安定法に定められた70歳までの就業機会の確保を行う」ことを要求しています。

② 刈払機及びチェーンソーを使って作業を行う用務員さんについては、「5年を超えて雇用可能な非正規職員の対象」の範囲に含めること、を要求しています。

刈払機を業務として使用させる場合は、労働安全衛生法に基づく「取扱作業者安全衛生教育」による資格取得が使用者の義務になっています。用務員さん確保のために、その「資格」は「5年超」の範囲に含めるべきだと主張しています。